

平成 28 年 4 月  
東京税関業務部

通関業者 各位

平成 28 年（2016 年）熊本地震の被害に対応した税関手続について

通関業者の皆様には、日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

関税局・税関は、平成 28 年（2016 年）熊本地震の被害に対応するため、輸出入通関手続等について柔軟な対応を行っています。具体的な手続については、税関ホームページに掲載していますのでご確認ください。

また、通関業者の皆様におかれましては、救援物資等の通関依頼を受けられた場合には、申告予定官署の通関総括部門へご一報いただければ幸甚です。

【問い合わせ先】

輸入手続について

業務部通関総括第 1 部門

電話：03 - 3599 - 6337

輸出手続について

業務部通関総括第 4 部門

電話：03 - 3599 - 6341

本関申告貨物について

業務部通関総括第 5 部門

電話：03 - 3599 - 6318



現在位置: [ホーム](#) > [新着情報～お知らせ～](#) > 平成28年(2016年)熊本地震の被害に対応した税関手続について

## 平成28年(2016年)熊本地震の被害に対応した税関手続について

平成28年4月18日

財務省関税局

関税局・税関は、平成28年(2016年)熊本地震の被害に対応するため、輸出入通関手続等について、以下のとおり柔軟な対応を行っています。これらの具体的な取扱いについては、最寄りの税関にご相談ください。

### 1. 救援物資に関連する税関手続

被災者に対する救援物資の輸入に当たっては、その貨物に課される関税、消費税は免除されます。その際の手続において、簡易な様式で申告を行うことができ、寄贈物品等免税証明書の書類の提出を省略することができます。(救援物資等輸入申告書(PDF:50KB))

(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)

### 2. 税関手続の弾力的対応

また、救援物資に限らず、地震により影響が出ている貨物に関連する税関手続については、以下のとおり迅速かつ柔軟な取扱いとしています。

#### 【利便の良い税関官署での申告】

地震により影響が出ている貨物について、本来の官署で申告を行うことが難しい場合、あらかじめ税関に相談のうえ、利便の良い税関官署での申告を行うことができます。

#### 【損傷等があった貨物に係る手続の簡素化】

地震により輸入貨物に変質又は損傷があった場合には、損傷等の度合に応じて、その関税、消費税が減税又は払戻しされますが、この手続の際、変質又は損傷に関する明細書等の提出を省略することができます。

#### 【その他】

上記のほか、以下のような取扱いを行っています。詳しくは、最寄りの税関にご相談ください。

- ・ 関税に関する申請等の期限の延長
- ・ 原産地証明書の提出猶予
- ・ 保税地域以外の場所に貨物を置くことの申請の簡素化
- ・ 保税運送の承認等の弾力化
- ・ 亡失した貨物に係る手続の簡素化

[関税局・税関の組織](#)

[関税局・税関の紹介](#)

[関税中央分析所・税関研修所](#)

[税関所在案内](#)

[所管の法人に関する情報](#)

[関税政策・税関行政](#)

[所管法令等](#)

[特殊関税](#)

[審議会・研究会](#)

[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

[国際機関\(WTO・WCO\)](#)

[地域協力\(APEC\)](#)

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

[税関手続き](#)

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[税関様式及び記載要領](#)

[その他](#)

[情報公開・個人情報保護](#)

[パブリックコメント](#)

[調達情報](#)

[税関関係用語集](#)

[よくある質問](#)

[リンク](#)

[お問合せ](#)

税関のPR活動

# 救援物資等輸入申告書

(貨物の指定地外積卸許可申請書・他所蔵置許可申請書・外国貨物運送申告書兼用)

## Import Declaration

申告年月日	/ /	申告番号	
輸入者 Importer	住所(Address)		
	氏名(Name)		
	電話(Tel) — —		
代理人 Agent	住所(Address)		
	氏名(Name)		
	電話(Tel) — —		
仕出人 Exporter	住所(Address)		
	氏名(Name)		

品名(Commodity)	数量 (quantity)	原産地 (origin)

減免税条項	定15-1-3 ・ 輸13-1-2	蔵置場所
	関税法第70条関係許可・承認等	有 無
保税運送	期間	
	~	
他所蔵置	期間	
	~	
指定地外積卸	期間	
	~	

備考欄	受理	審査	許可

注:この申告書は2通提出して下さい。